

答 申 第 3 0 7 号
平成21年10月8日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成20年11月26日付け安整第1238号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成20年11月4日付けで異議申立人から提起された、次の処分に係る異議申立てに対する決定について

平成20年10月22日付け安整第1094号で行った行政文書部分開示決定

平成20年10月22日付け安整第1095号で行った行政文書部分開示決定

平成20年10月22日付け安整第1096号で行った行政文書部分開示決定

平成20年10月22日付け安整第1097号で行った行政文書部分開示決定

平成20年10月22日付け安整第1098号で行った行政文書部分開示決定

平成20年10月22日付け安整第1099号で行った行政文書部分開示決定

平成20年10月22日付け安整第1100号で行った行政文書部分開示決定

平成20年10月22日付け安整第1101号で行った行政文書部分開示決定

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書の不開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年10月22日付け安整第1094号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定1」という。）、同日付け安整第1095号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定2」という。）、同日付け安整第1096号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定3」という。）、同日付け安整第1097号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定4」という。）、同日付け安整第1098号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定5」という。）、同日付け安整第1099号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定6」という。）、同日付け安整第1100号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定7」という。）及び同日付け安整第1101号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定8」といい、「本件決定1」から「本件決定8」までを併せて以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 耐震偽装はノウハウではない。勝山小学校は災害時の避難場所であるから、大地震で校舎が倒壊しないだけでなく、校舎が傾くことがないような耐震強度が必要である。耐震強度は建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準の1.25倍であることは平成19年7月20日付けきょなん議会だより80号で明らかとなっているが、建築確認の変更申請時に変更されていることも明らかとなっている。また、校舎の位置も変更となっており、支持杭の位置が変更されていないことから、校舎の北東角部は1m以上位置のズレがあることから、耐震偽装は明らかである。
- (2) 建築計画概要書は誰でも閲覧でき、その配置図から校舎の床の高さは300mm（0.3m）であることが明らかであるのに、建築確認の申請書の第四面では部分開示とし、その理由は「ノウハウ」であるからとしている。何でも「ノウハウ」として開示しないのは、耐震偽装の隠ぺい、又は、耐震偽装の校舎を建築確認済とした県職員の職権濫用の隠ぺいのためである。鋸南町長は床の高さが300mmであることを開示している。
- (3) 平成19年10月29日に開示請求してから1年以上経過しても未だに隠ぺいを続けるのは、公益に反する犯罪行為である。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書の開示請求について

異議申立人は、実施機関に対し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、次の開示請求を行った。

- (1) 平成19年10月29日付けで「平成19年度建築工事の勝山小学校の耐震に問題がないことがわかる一切の書類（杭の位置の岩盤がどうなっているかについても含む。）（H19第224号にて確認を受けた建築物の地質データも含む）」の開示を求める開示請求（以下「請求1」という。）
- (2) 平成19年11月2日付けで「平成19年224号で建築確認済の鋸南町立勝山小学校は建設予定地の岩盤が地下何mにあるのか不明であったのがきよなん議会だより81号2頁（H19. 10. 20発行）で明らかになって、岩盤に杭が届かないことも明らかになったことから建築基準法20条同法施行令38条、告示1113号（H13. 7. 2）に関しての違反が判明したのに建築確認済を取消さなくてよいことがわかる一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「請求2」という。）
- (3) 平成19年11月20日付けで「H19-更168号の建築確認に関する一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「請求3」という。）
- (4) 平成19年12月17日付けで「平成19年度に建築開始した鋸南町立勝山小学校の支持杭56ヶ所の当初の長さ、設計変更後の長さ、実際の長さがどのくらい変わったかわかる一切の書類（56ヶ所の杭の位置、各杭の長さ（当初、設計変更後、実際）がわかる書類）」の開示を求める開示請求（以下「請求4」という。）
- (5) 平成20年4月1日付けで「1～154各々について開示決定のこと。A：〔H19千葉県第115号とH19更168号の建築確認の各〕の略。1、A1頁 2、A2頁（中略） 150、A150頁以降の頁 151、A第一面 152、A第二面 153、A第三面 154、A委任状」の開示を求める開示請求（以下「請求5」という。）
- (6) 平成20年5月26日付けで「H19-更168号計画変更確認関係書類で確認申請書と建築計画概要書（いずれも計画変更時のもの）に関して、構造計算書に係る構造計算の方法が国交大臣の認定を受けていないプログラムを用いたことがわかる一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「請求6」という。）
- (7) 平成20年5月28日付けで「平成19年4月11日第H19-224号で受付た鋸南町立勝山小学校の建築確認の申請書（添付書類含む。）」の開示を求める開示請求（以下「請求7」という。）
- (8) 平成20年5月29日付けで「安房地域整備センター建築宅地課が平成19年4月24日付第H19-115号で建築確認をした鋸南町立勝山小学校の校舎の構造計算書は、平成19年6月20日より改正された建築基準法の構造上耐震強度の計算ではないのが、（平成19年7月20日付きよなん議会だより（第80号）（6）頁の記事から明らかであるが）、同センターが開示請求に対する部分開示決定通知書にて建築確認申請時に添付された書類が平成19年6月8日以降の計算結果の構造計算書であることがわかる一切の書類」の開示を求める開示請求（以下「請求8」といい、「請求1」から「請求8」までを併せて以下「本件請求」とい

う。)

2 行政文書の特定及び本件決定について

(1) 請求1について

ア 実施機関は、請求1に係る行政文書として鋸南町立勝山小学校の建築確認申請書中の構造関係図面及び構造計算書を特定し、平成19年11月28日付け安整第73号の4による行政文書部分開示決定（以下「当初決定1」という。）を行った。

イ 実施機関は、当初決定1について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に取り消し、改めて平成20年5月9日付け安整第255号による行政文書部分開示決定（以下「前決定1」という。）を行った。

ウ 実施機関は、前決定1について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて本件決定1を行った。

(2) 請求2について

ア 実施機関は、請求2に係る行政文書として鋸南町立勝山小学校の建築確認申請書中の構造関係図面及び構造計算書を特定し、平成19年11月28日付け安整第73号の5による行政文書部分開示決定（以下「当初決定2」という。）を行った。

イ 実施機関は、当初決定2について、開示すべき行政文書の特定が漏れていたこと及び不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に取り消し、開示請求に係る行政文書として第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請図書一式及び第H19確更建築千葉県000168号の計画変更確認申請図書一式を特定し、改めて平成20年5月9日付け安整第255号による行政文書部分開示決定（以下「前決定2」という。）を行った。

ウ 実施機関は、前決定2について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に一部を取り消し、改めて本件決定2を行った。

(3) 請求3について

ア 実施機関は、請求3に係る行政文書として第H19確更建築千葉県000168号で確認済の鋸南町立勝山小学校の計画変更確認申請に係る書類を特定し、平成19年12月14日付け安整第73号の7による行政文書部分開示決定（以下「当初決定3」という。）を行った。

イ 実施機関は、当初決定3について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に取り消し、改めて平成20年5月9日付け安整第255号による行政文書部分開示決定（以下「前決定3」という。）を行った。

ウ 実施機関は、前決定3について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて本件決定3を行った。

(4) 請求4について

ア 実施機関は、請求4に係る行政文書として鋸南町立勝山小学校の建築確認申請図書（第H19確認建築千葉県000115号及び第H19確更建築千葉県000168号）の構造関係図面及び構造計算書を特定し、平成20年5月2日付け安整第234号による行政文書部分開示決定（以下「前決定4」という。）を行った。

イ 実施機関は、前決定4について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて本件決定4を行った。

(5) 請求5について

ア 実施機関は、請求5に係る行政文書として第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請図書一式及び第H19確更建築千葉県000168号の計画変更確認申請図書一式を特定し、平成20年4月30日付け安整第211号による行政文書部分開示決定（以下「前決定5」という。）を行った。

イ 実施機関は、前決定5について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に一部を取り消し、改めて本件決定5を行った。

(6) 請求6について

ア 実施機関は、請求6に係る行政文書としてH19確更建築千葉県第000168号計画変更確認申請書中の構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書（以下「構造計算安全証明書」という。）及び構造計算書一式を特定し、平成20年7月2日付け安整596号による行政文書部分開示決定（以下「前決定6」という。）を行った。

イ 実施機関は、前決定6について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて本件決定6を行った。

(7) 請求7について

ア 実施機関は、請求7に係る行政文書として第H19確認建築千葉県000115号の建築確認申請図書一式を特定し、平成20年6月17日付け安整第523号による行政文書部分開示決定（以下「前決定7」という。）を行った。

イ 実施機関は、前決定7について、不開示とした部分に開示すべき情報があったこと等を理由に一部を取り消し、改めて本件決定7を行った。

(8) 請求8について

ア 実施機関は、請求8に係る行政文書としてH19確更建築千葉県第000168号計画変更確認申請書中の構造計算安全証明書及び構造計算書一式を特定し、平成20年6月30日付け安整第548号による行政文書部分開示決定（以下「前決定8」という。）を行った。

イ 実施機関は、前決定8について、不開示とした部分に開示すべき情報があったことを理由に一部を取り消し、改めて本件決定8を行った。

3 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性

ア 実施機関が本件決定において、条例第8条第2号に該当するとして不開示としたボーリング柱状図中の地質調査会社の担当者（主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者）の氏名、合併処理浄化槽概要書中の浄化槽設備士の氏名及び一級建築士免許証の写し中の生年月日は、特定の個人を識別することができる情報である。

イ このうち、地質調査会社の担当者の氏名及び浄化槽設備士の氏名は、当該担当者及び浄化槽設備士が、法人の役員であるかは不明であり、法人の社員の氏名は一般に公にされる情報ではないため不開示とした。

ウ また、建築士の生年月日は、本件決定時において建築士の生年月日について公

にすることとしている法令等の規定があったとは認められないため不開示とした。

(2) 条例第8条第3号該当性

- ア 実施機関が本件決定において、条例第8条第3号に該当するとして不開示とした部分（確認申請書に添付された合併処理浄化槽概要書中の法人の代表者の印影及び構造計算書中の地質調査資料並びに計画変更確認申請書に添付された構造計算書中の地盤調査の調査結果を除く。）は、建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報である。法人である建築士事務所は、その所属する建築士が建築基準法の範囲内で、建築主の需要にこたえ、間取りや外観等について経済性及び安全性等を考慮し、建築士の経験、技量に基づいて設計するものである。これらの情報が明らかになれば建築士事務所にも所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えられ考えられる。
- イ 合併処理浄化槽概要書で不開示とした法人の代表者の印影は、会社の設立登記の際に届け出られ、印鑑証明の対象となる印であり、当該法人の意思を法人の代表機関として表示する際に使用されるものである。また、記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、これにふさわしい形状を有し、契約書等重要書類に使用するものとして、特別な管理をしている印鑑であると推認され、当該法人の事業活動における内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。
- ウ 合併処理浄化槽概要書、合併処理浄化槽型式適合認定書、合併処理浄化槽型式適合認定書別添仕様書及び図面並びに設計計算書は、建築士事務所が行った設計に係る情報のほか、浄化槽の製造・設計業者が設計した合併処理浄化槽の情報が記載されている。これらの合併処理浄化槽の設計に係る情報は、当該法人の生産技術上又は設計技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。
- エ 構造計算書を構成する文書である地質調査資料（液状化検討結果）、地盤調査の調査結果の一部、地層推定断面図、液状化検討結果及び孔内水平載荷試験整理図は、地質調査会社が建築主の需要にこたえ、ボーリング調査により採取した試料から調査地の土質及び地層の構成を分析し、考察した内容が記載されており、これらの情報は、地質調査会社が調査及び分析をし、報告書を作成する技術上のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、建築計画概要書は誰でも閲覧でき、その配置図から校舎の床の高さは300mm（0.3m）であることが明らかであるのに、建築確認の申請書の第四面では部分開示とし、その理由は「ノウハウ」であるからとしていると主張するが、建築計画概要書の配置図に記載されている床の高さは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）で明示すべき内容とされている校舎周囲の地盤面±0から床ま

での高さを表示したものであり、一方、確認申請書第四面の「居室の床の高さ」欄は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第22条第1号に規定する床の直下の地盤面から床の上面までの高さを記載するものである。

したがって、確認申請書第四面に記載されている「居室の床の高さ」は、建築計画概要書に記載されている数値とは異なる情報であり、設計上のノウハウに係るものであると判断して不開示とした。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明等をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

- (1) 本件請求及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨1及び2のとおりである。
- (2) 異議申立人は、平成20年11月4日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書等について

- (1) 実施機関は、請求1に係る行政文書として実施機関が鋸南町長から平成19年4月11日に收受した鋸南町立勝山小学校の校舎等（以下「本件建築物」という。）に係る建築基準法第6条第1項の規定による建築確認申請図書一式（以下「本件文書1」という。）の一部を特定し本件決定1を行い、請求2に係る行政文書として本件文書1及び実施機関が鋸南町長から平成19年11月5日に收受した本件建築物に係る建築基準法第6条第1項の規定による計画変更確認申請図書一式（以下「本件文書2」といい、「本件文書1」と「本件文書2」を併せて以下「本件文書」という。）を特定し本件決定2を行い、請求3に係る行政文書として本件文書2を特定し本件決定3を行い、請求4に係る行政文書として本件文書1の一部及び本件文書2の一部を特定し本件決定4を行い、請求5に係る行政文書として本件文書1及び本件文書2を特定し本件決定5を行い、請求6に係る行政文書として本件文書2の一部を特定し本件決定6を行い、請求7に係る行政文書として本件文書1を特定し本件決定7を行い、請求8に係る行政文書として本件文書2の一部を特定し本件決定8を行った。
- (2) 以上のとおり、本件決定は8件の開示請求に対する8件の異なる決定ではあるが、結局のところ本件決定において実施機関が特定した行政文書は本件文書の全部又は一部であるので、当審査会では、別表「不開示情報一覧」に掲げる本件文書の実施機関が不開示とした情報について、条例第8条各号該当性を検討する。

3 条例第8条第2号該当性について

(1) 条例第8条第2号本文該当性について

実施機関が条例第8条第2号に該当するとして不開示とした情報は、本件文書1及び本件文書2をそれぞれ構成するボーリング柱状図中の地質調査会社の担当者（主任技師、現場代理人、コア鑑定者及びボーリング責任者）の氏名、本件文書1を構成する合併処理浄化槽概要書中の浄化槽設備士の氏名及び本件文書2を構成する一級建築士免許証の写し中の生年月日（以下「本件担当者氏名等」という。）

である。

本件担当者氏名等は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであり、事業を営む個人の当該事業に関する情報とは認められないため、条例第8条第2号本文に該当する。

(2) 条例第8条第2号ただし書該当性について

条例第8条第2号本文に該当する情報であっても、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、条例第8条第2号ただし書イの規定により、不開示情報から除かれている。

実施機関は、本件担当者氏名等について、いずれも本件決定時において法令等の規定により又は慣行として公にされていないと説明する。

しかしながら、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第30条は、浄化槽工事業者は、国土交通省令の定めるところにより、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他国土交通省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならないと規定しており、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令（昭和60年建設省令第6号）第9条は、浄化槽法第30条の規定により浄化槽工事業者が掲げる標識の記載事項は、氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名、登録番号及び登録年月日、浄化槽設備士の氏名とすると規定している。

そうすると、本件担当者氏名等のうち浄化槽設備士の氏名は、法令等の規定により公にされている情報であると解するのが相当であり、条例第8条第2号ただし書イに該当し、同号に規定する不開示情報に該当しない。

本件担当者氏名等のうち浄化槽設備士の氏名以外の情報については、実施機関の説明を覆す事情もないため、条例第8条第2号ただし書イに該当しないと判断する。

また、本件担当者氏名等は、条例第8条第2号ただし書ロ、ハ及びニに該当しない。

4 条例第8条第3号該当性について

実施機関は、本件決定において不開示とした本件担当者氏名等以外の情報（以下「本件法人情報」という。）について、条例第8条第3号イに該当すると説明するので、以下、本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について検討する。

(1) 条例第8条第3号イの判断基準

条例第8条第3号イは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として定めている。

ここでいう「権利、競争上の地位その他正当な利益」とは、法的保護に値する権利一切、ノウハウ、信用等の法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位及び事業運営上の地位も広く含むものである。

また、条例第8条第3号イの「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質に応じ当該法人等又は当該個人の権利の保護の必要性や当該法人等又は当該個人と県との関係などを十分考慮しなければならず、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な

可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

以上のような判断基準により、本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について、以下、具体的に検討する。

(2) 本件法人情報の条例第8条第3号イ該当性について

ア 建築士事務所の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

(ア) 実施機関は、本件法人情報（本件文書1を構成する合併処理浄化槽概要書に記録された法人の代表者の印影並びに本件文書1を構成する構造計算書中の地質調査資料及び本件文書2を構成する構造計算書中の基礎・地盤説明書の「調査結果」に記録された情報を除く。）は建築主から依頼を受けた法人である建築士事務所が行った設計に係る情報であり、これらの情報が明らかになれば当該建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上又は事業運営上の地位に不利益を与えると説明する。

(イ) 実施機関の説明するとおり、本件文書は全般にわたって当該建築士事務所が行った設計に係る情報が記録されており、設計者がその蓄積された建築設計に関する知識、技術、経験等を用いて、建築主の要望やコスト等を踏まえつつ、構造耐力上の安全性等を考慮しながら作成したものであると認められる。

(ウ) 一方で、本件文書に記録されているような建築確認申請に係る情報については、建築基準法第93条の2の規定により、一部の情報が建築計画概要書として閲覧に供されている。

また、本件のように建築確認申請に係る建築物が公共の建物の場合、建築主によって、実質的に一部の情報が公になっていることも考えられる。

このような情報は、建築士事務所が行った設計に係る情報であっても、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、開示しなければならない。

(エ) 本件法人情報のうち、本件文書1を構成する確認申請書に記録された居室の床の高さ及び本件文書2を構成する計画変更確認申請書に記録された居室の床の高さ（以下「本件居室の床の高さ」という。）について、異議申立人は、誰でも閲覧できる本件建築物の建築計画概要書に添付されている配置図（以下「本件配置図」という。）に記載されており、鋸南町長は開示している旨の主張をしている。

これに対し、実施機関は、本件配置図に記載されている床の高さは、校舎周囲の地盤面から床までの高さを表示したものであるが、確認申請書第四面の「居室の床の高さ」欄には、建築基準法施行令第22条第1号の規定により、最下階の居室が木造である場合に床の直下の地盤面から床の上面までの高さを記載するものであって、本件配置図に記載されている情報とは異なる情報であると説明する。

しかしながら、本件居室の床の高さに類似した情報と認められる校舎周囲の地盤面から床までの高さが記載された本件配置図が建築基準法に基づき閲覧に供されている状況において、本件居室の床の高さを公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害すると判断するに足りる特段の事情は認め

られない。

よって、本件居室の床の高さは、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

- (ウ) 本件法人情報のうち、本件文書1を構成する1階平面図（合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図を含む。）に記録された建築物内部の寸法、室の名称、設備・備品等の名称（階段部分に表記された記載を含む。以下同じ。）並びに本件文書2を構成する1階平面図に記録された建築物内部の寸法、室の名称、室面積及び設備・備品等の名称（以下「本件室の名称等」という。）については、建築基準法に基づき閲覧に供されている本件配置図に本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が記載されていることから、本件決定において実施機関がすでに開示している本件文書1及び本件文書2をそれぞれ構成する1階平面図（以下「本件1階平面図」という。）に記録された間取り、寸法等の情報から容易に推知される情報であり、また、用途が小学校であるという本件建築物の性質をかんがみると、教師、児童、保護者等多数の者が知り得る情報である。

よって、本件室の名称等は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

- (エ) 本件法人情報のうち、本件文書1及び本件文書2をそれぞれ構成する2階平面図・塔屋平面図（本件文書1を構成する合併処理浄化槽の設計計算書に添付された2階平面図・塔屋平面図を含む。）に記録された情報から屋根の材質及び凡例を除いた部分（以下「本件2階平面図等」という。）については、当審査会で見分したところ、上記(ウ)で判断した本件1階平面図と同様に、本件建築物の間取りや寸法を記録した図面であると認められる。

実施機関は、平面図などの設計図面は当該建築士事務所が行った設計に係る情報であり、本来は条例第8条第3号イに該当し開示しない情報であるが、本件決定においては、建築基準法に基づき閲覧に供されている本件配置図に本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が記載されていたため、本件1階平面図の間取り等の情報を開示したと説明する。

しかしながら、本件建築物の1階の間取り、寸法等の情報が、既に建築基準法に基づき閲覧に供されている状況において、本件1階平面図と同様の情報が記録されている図面と認められる本件2階平面図等を公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害すると判断するに足りる特段の事情は認められない。

よって、本件2階平面図等は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

- (オ) 本件法人情報のうち、本件文書1及び本件文書2をそれぞれ構成する立面図（以下「本件立面図」という。）に記録された情報は、建築基準法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた本件建築物の外観を表したものであ

り、完成後に不特定多数の者が目視により確認できる情報であることを承知の上で作成された図面であると判断するのが相当であり、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

よって、本件立面図は、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(ク) 本件法人情報のうち、本件文書2を構成する構造計算安全証明書の写し（以下「本件構造計算安全証明書」という。）中の「建築物の区分」については、本件建築物が建築基準法上、どのような区分の建築物に該当するかということを示す情報であり、本件建築物の具体的な構造や設計を明らかにするものではなく、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

また、本件法人情報のうち、本件構造計算安全証明書中の「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」及び本件文書2を構成する構造計算書中の構造計算概要書に記録された「適用する構造計算の種類」については、建築物の区分を踏まえて選択した建築基準法施行令に規定する構造計算の種類を示す情報であり、建築士が構造計算に使用した具体的なプログラムや構造計算の内容を明らかにするものではなく、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、これらの情報は、条例第8条第3号イに該当しない。

(ケ) 実施機関が当該建築士事務所の正当な利益を害するとして不開示としたそのほかの本件法人情報については、公にすることにより、当該建築士事務所に所属する建築士の持つデザイン上、設計技術上のノウハウが明らかになり、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

イ 法人の代表者の印影について

実施機関が不開示とした法人の代表者の印影を見分したところ、認証的機能を有し法人の契約書類等の重要書類にも使用するものとして特別な管理をしている印鑑の印影と推認される。

よって、これを公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

ウ 合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

本件法人情報のうち、実施機関が合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するとして不開示とした情報（本件文書1を構成する合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図及び2階平面図・塔屋平面図に記録された情報を除く。）は、すべて上記ア(ケ)で判断した情報に含まれており、当該合併処理浄化槽の製造・設計業者の正当な利益を害するかどうかを判断するまでもなく、公にすることにより、当該建築士事務所の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当する。

なお、本件文書1を構成する合併処理浄化槽の設計計算書に添付された1階平面図及び2階平面図・塔屋平面図は、当該建築士事務所に所属する建築士が作成

したものであり、当該合併処理浄化槽の製造・設計業者のノウハウが記録されているとは認められず、また、当該図面に記録されている情報は、上記ア(ウ)及び(カ)で判断したとおり、公にすることにより、当該建築士事務所の正当な利益を害するおそれがあるとも認められないことから、条例第8条第3号イに該当しない。

エ 地質調査会社の正当な利益を害するとして不開示とした情報について

(ア) 本件法人情報のうち、本件文書2を構成する構造計算書中の基礎・地盤説明書の「調査結果」の一部である土質試験一覧表及び土性図に記録された情報については、小学校という公共の建物の建築地に係る自然的な事実に関する情報であり、冒頭の説明文も含めて、それ自体から、当該地質調査会社が調査報告書を作成する技術上のノウハウが明らかになるものではなく、公にすることにより、当該地質調査会社の正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、条例第8条第3号イに該当しない。

(イ) 実施機関が地質調査会社の正当な利益を害するとして不開示としたそのほかの本件法人情報は、当該地質調査会社がボーリング調査により採取した試料を詳細に分析し、その結果を基に独自に考察した具体的な内容であり、当該地質調査会社が建築主の需要にこたえる調査報告書を作成するための技術上のノウハウが明らかになる情報と認められる。

よって、これを公にすることにより、当該地質調査会社の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められ、条例第8条第3号イに該当する。

5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関が不開示とした情報のうち、別表の審査会の判断欄に「開示」と表記した情報については、条例第8条第2号又は第3号に該当しないので開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
20. 11. 26	諮問書の受理
21. 1. 7	実施機関の理由説明書の受理
21. 2. 20	審議
21. 3. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 5. 19	審議
21. 6. 23	審議
21. 7. 21	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順：平成21年7月21日現在)